

議案第152号

大阪市職員定数条例の一部を改正する条例案

大阪市職員定数条例（昭和27年大阪市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「19,100人」を「18,400人」に改め、同項第2号中「6,600人」を「6,250人」に改め、同項第3号中「1,750人」を「1,700人」に改め、同項第5号中「460人」を「440人」に改め、同項第6号中「4,000人」を「3,950人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

本市の事務事業の再構築に伴い、職員の定数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員定数条例（抄）

（職員の定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

(1) 市長の補助機関たる職員（交通局、水道局及び病院局の職員を除く。）

19,100人（うち2,720人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項の福祉に
18,400人

関する事務所の職員とする。）

(2) 交通局の職員

6,600人
6,250人

(3) 水道局の職員

1,750人
1,700人

(4) 省 略

(5) 教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。以下同じ。）以外の教育機
関の職員

460人
440人

(6) 教育委員会所管の学校の職員

4,000人
3,950人

(7)－(11) 省 略

2－3 省 略